

室生小中学校 施設利用計画  
(避難所配置図要領)  
Ver.1

令和 3 年 3 月作成  
宇陀市

## 目次

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1.室生小中学校施設利用計画(避難所配置図)について | P.2 |
| 2.避難所配置図要領                 |     |
| (1)施設配置図                   | P.2 |
| (2)体育館配置図（避難者居住スペース）       | P.5 |
| (3)校舎配置図（校舎内の施設配置図）        | P.6 |

## 1. 避難所となる学校施設の施設利用計画について

避難所となる学校施設の施設利用計画(以下、施設利用計画という)は、避難所となる学校施設に到着した地域住民に、円滑な誘導や学校の効果的な活用のため、災害時に校舎、体育館(屋内運動場)、校庭等をどのように利用するかを定めたものです。

この施設利用計画にある避難所配置図は「避難所運営マニュアル」を補完するために作成したもので、避難所開設前に検討する「施設利用計画(配置割等)」をあらかじめ施設の特性を踏まえて定めたものです。この配置図は、市の危機管理部門、学校関係者等と協議及び、現地確認して作成しています。

災害規模や種類、災害発生の時期・時間帯によって、避難者数や避難者ニーズが大きく異なることが想定されることから、必ずしもこの配置図のとおり避難所を開設・運営しなければならないものではありませんが、避難所に求められる機能の検討を行い、整理・配置していますので、避難所開設の際は、参考として活用し、避難所の円滑な運営に努めてください。

## 2. 室生小中学校一体施設利用計画(避難所配置図要領)

この避難所配置図は、「施設配置図」、「体育館配置図」及び「校舎配置図」の3つで構成し、各項目に必要とされる配置機能と各スペース等に関する説明をしています。配置割りを決定のほか、避難者からの問い合わせ等の参考としてください。

※学校敷地内は全面禁煙:2018年7月に健康増進法の一部が改正され、2020年4月から全面施行されました。この法律により、望まない受動喫煙を防止するため、敷地内は全面禁煙になりました。

### (1) 施設配置図(室生小学校、室生中学校)

避難所となる学校全体の敷地及び施設を表した図面に、必要とされるスペース配置を落し込んだ図面です。

#### 【必要とされる主な配置機能】

- (a) 避難者居住スペース (b) 使用制限スペース (c) 避難者駐車・車両避難者スペース
- (d) 多目的スペース (e) 関係者車両スペース (f) 通路・搬入路・出入口
- (g) 緊急・業務車両スペース (h) ペット保護スペース (i) 分別ごみ置場スペース
- (j) 仮設トイレスペース (k) 炊出場スペース (l) 簡易風呂配置スペース
- (m) 洗濯・物干スペース (n) 防災備蓄品

#### (a) 避難所居住スペース(小学校の体育館:青色)

- ・避難者が避難生活を送る場所
- ・ブルーシート、段ボール間仕切り及び、テントを敷いて避難者居住区を指定

- (b) 使用制限スペース(小学校・中学校の校舎の一部)
  - ・避難者の使用を制限する場所
- (c) 避難者駐車・車両避難者スペース(中学校の校庭南東側)
  - ・避難者の車両駐車場所
  - ・車中避難者、テント避難者の場所
  - ・車両移動に配慮した駐車位置や配列を行う
  - ・車両・歩行者の通行の安全確保
- (d) 多目的スペース(小学校の校庭北西側、中学校の校庭南東側)
  - ・車両駐車不可、避難者の運動、物資輸送等の発着場所
- (e) 関係者車両スペース(小学校の校舎北側駐車場)
  - ・避難所運営関係者、運営支援者、食料等の配給者、報道関係者などの一時的な駐車場所
- (f) 通路・搬入路・出入口(校庭内)
  - ・避難所敷地内を一般車両が通行する通路
  - ・すれ違いを考慮して通路幅は 5m を確保
  - ・一般車両出入口、緊急・業務車両出入口、関係者車両出入口、歩行者出入口は、運営委員会で適宜定める
- (g) 緊急・業務車両スペース(小学校の校庭南東側)
  - ・救急車、消防車、給水車、ごみ収集車などの専用駐車場所
  - ・大型車両が旋回できるよう配慮
- (h) ペット保護スペース(小学校・中学校の校庭北側)
  - ・ペットと同行避難者のペット保護スペース
  - ・盲導犬・聴導犬を除き、居住スペースへの同行・同居は不可
- (i) 分別ごみ置場スペース(小学校の体育館東側校庭、中学校の校庭北側)
  - ・避難所内で発生したゴミを一時的に保管する場所
  - ・季節によっては臭気が発生することもあり、周辺住宅、避難者の居住スペースに影響のない配置を心掛ける
- (j) 仮設トイレスペース(小学校の体育館東側駐車場、中学校の校庭北西側)
  - ・避難所敷地内で仮設トイレを設置する場所
  - ・避難所敷地内のトイレが使用できる場合は設置しない
- (k) 炊出場スペース(小学校の校舎南側駐車場)
  - ・避難所敷地内で炊飯・炊き出しする場所
- (l) 簡易風呂配置スペース(小学校の校庭北東側、中学校の校庭北西側)
  - ・避難所敷地内で簡易風呂を設置する場所
- (m) 洗濯・物干スペース(小学校・中学校の校庭北側中央)
  - ・避難生活が長期化した時に、避難者が洗濯や物干しを行う場所

**(n) 防災備蓄品(別添の防災備蓄表を参照)**

・避難所開設に必要なグッズ(マニュアル、文具など)、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、段ボール製ベッド・間仕切り、テント等

**(2) 体育館配置図(避難者居住スペース)**

**【必要とされる主な配置機能】**

- ① 避難所運営委員会 ② 受付 ③ 避難所運営委員会本部事務室
- ④ 災害備蓄品置場・災害支援品置場 ⑤ 情報掲示板 ⑥ 一般居住スペース
- ⑦ 通路 ⑧ 要配慮者スペース ⑨ 更衣室 ⑩ トイレ ⑪ 相談室
- ⑫ 使用制限スペース

**① 運営委員会(小学校の体育館 1 階の玄関横交流ホール)**

・避難所運営委員会本部の設置場所  
・施設内全体が見渡せ、避難者からも見える場所が望ましい

**② 受付(小学校の体育館 1 階玄関)**

・避難者を受け入れる受付を行う場所  
・避難者カードの記入(作成・管理)  
・発熱、咳などの体調の確認(検温等)  
・要配慮者などの確認(高齢者、障がい者、妊産婦等)

**③ 運営委員会事務室(小学校の体育館 1 階多目的教室)**

・避難所運営委員会本部の事務室  
・個室が望ましい  
・避難者カード等書類の保管場所としても活用

**④ 災害備蓄品置場・災害支援品置場(小学校の体育館 1 階ステージ)**

・避難者に配布するための災害備蓄品(食料、飲料水、生活物資など)を一時保管して配布する場所  
・外部からの災害支援品を避難者に配布するため一時的に保管して配布する場所

**⑤ 情報掲示板(小学校の体育館 1 階出入口付近)**

・運営委員会からのお知らせする掲示板を設置する場所  
・避難者から見やすい場所に運営委員会が設置する

**⑥ 一般居住スペース(小学校の体育館 1 階アリーナ)**

・避難者が避難生活を送る場所  
・ブルーシート段ボール間仕切り及び、テントを敷いて避難者居住区を指定

**⑦ 通路(小学校の体育館 1 階アリーナのタテに 3 通路・ヨコに 4 通路)**

・避難所内で避難者が移動する通路

- ・人がすれ違いができるよう幅員は 1m 程度を確保
- ・通路の位置は運営委員会に確認
- ⑧ 要配慮者スペース(小学校の体育館 1 階の普通教室とアリーナ)
  - ・身体障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など、一般居住区とは別のスペースで避難生活をするのが望ましい方の居住場所
- ⑨ 更衣室(小学校の体育館 1 階男女別更衣室)
  - ・避難者が着替え等を行う場所
  - ・男性専用と女性専用を設置
- ⑩ トイレ(小学校の体育館 1 階男女別トイレ)
  - ・体育館内の避難者用のトイレ
  - ・男性用と女性用を設置相談室(小学校の体育館 2 階相談室)
  - ・特に支援を要する避難者への健康相談等を行うスペース
- ⑪ 使用制限スペース(小学校の体育館一部、中学校の体育館全部)
  - ・避難者の使用を制限する場所

### (3) 校舎配置図(校舎内の施設配置)

原則として、体育館内を避難所として開放しますが、避難者が多くなった場合や、要配慮者の優先利用を行う場合等、学校再開に支障が少ないことを念頭において校舎内を二次開放します。

#### 【必要とされる主な配置機能】

- (ア) 一般居住スペース (イ) 要配慮者スペース (ウ) 一般居住・要配慮者トイレ
- (エ) 更衣室 (オ) 感染症等患者スペース(新型コロナ以外、付添者控室を含む)
- (カ) 発熱者等スペース(新型コロナ) (キ) 濃厚接触者スペース(新型コロナ)
- (ク) 感染症等トイレ (ケ) 発熱者等トイレ (コ) 濃厚接触者トイレ
- (サ) 救護室 (シ) 談話・食事スペース (ス) 多目的スペース (セ) 相談室
- (ソ) 調理室 (タ) 公衆電話 (チ) 女性専用スペース (ツ) 使用制限スペース

#### (ア) 一般居住スペース(二次開放:小学校の校舎 3 階の普通教室 3 室)

- ・体育館内の一次居室に避難者を収容しきれない場合に、二次開放として、教室などの一部を居住スペースとして開放
- ・地域外からの避難者や観光客など帰宅困難者は、長く避難所に留まらないと考えられることから、地域避難者と居室区を分けることが望ましく、二次開放部分を開放
- (イ) 要配慮者スペース(小学校の校舎 1 階の普通教室・会議室・特別支援室・2 階の普通教室 3 室)

- ・特別な介護が必要な高齢者及び、特別な支援が必要な障がい者等がいる家族用
- (ウ) 一般居住・要配慮者トイレ(小学校の校舎 1・2・3 階のトイレ)
  - ・一般居住・要配慮者スペースの避難者用トイレ
- (エ) 更衣室(小学校の 3 階の図工科教室 女性用・準備室 男性用)
  - ・二次開放居室避難者用の更衣室(男性専用、女性専用)
- (オ) 感染症等患者スペース(新型コロナ以外、中学校の校舎 2 階の普通教室 6 室・3 階の普通教室 7 室)
  - ・新型コロナ以外の感染症等が疑われる避難者の専用スペース
- (カ) 発熱者等スペース(新型コロナ、中学校の校舎 1 階の第 1・2 理科室)
  - ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者の専用スペース
- (キ) 濃厚接触者スペース(新型コロナ、中学校の校舎 1 階の会議室・金工室)
  - ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者の濃厚接触者の専用スペース
- (ク) 感染者等トイレ(中学校の校舎 2・3 階西側の男女トイレ)
  - ・新型コロナ以外の感染症等が疑われる避難者用トイレ
- (ケ) 発熱者トイレ(中学校の校舎 1 階西側の男女トイレ西側、濃厚接触者と共有)
  - ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者用トイレ
- (コ) 濃厚接触者トイレ(中学校の校舎 1 階西側、発熱者と共有)
  - ・新型コロナの感染者及び感染が疑われる避難者の濃厚接触者用トイレ
- (サ) 救護室(小学校の校舎 1 階の保健室、中学校の校舎 1 階の保健室)
  - ・避難者のけがの手当、応急処置、健康相談等を行う場所
- (シ) 談話・食事スペース(小学校の校舎 2 階西側の音楽室)
  - ・体育館や居住スペースで食事することは、衛生面や健康面で問題が生じる事もあり、避難者が談話や食事を行える場所
- (ス) 多目的スペース(小学校の校舎 2 階西側の音楽室)
  - ・避難生活が長期化した場合に、図書室などで読書したりするなど娯楽用スペース
- (セ) 相談室(小学校の校舎 1 階保健室前室)
  - ・特に支援を要する避難者への健康相談等を行うスペース
- (ソ) 調理室(小学校の校舎 3 階東側家庭科教室、中学校の校舎 1 階調理室)
  - ・避難所で備蓄及び支援物資を使った食事等を調理するスペース
- (タ) 公衆電話(中学校の校舎 1 階の玄関)
  - ・みどりの公衆電話
- (チ) 女性専用スペース(小学校の校舎 3 階西側の図工科教室、中学校の校舎 1 階会議室)
  - ・パウダールーム、授乳、おむつ交換など女性専用に多目的に利用できる場所
- (ツ) 使用制限スペース(小学校・中学校の校舎一部)
  - ・避難者の使用を制限する場所